

令和7年度県公式LINE情報発信強化推進業務 仕様書

1 業務名

令和7年度県公式LINE情報発信強化推進業務

2 業務目的

迅速な避難につながる防災情報をより多くの県民や本県にゆかりのある方（県民の家族や本県に通勤・通学している方など本県と何らかの関わりがある方を指す。以下、県民を含め「県民等」という。）へプッシュ型で伝えるため、デジタルインセンティブ等を活用した戦略的なプロモーションを展開し、県公式LINEアカウント登録者拡大を目指す。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月23日(月)まで

4 業務内容

本県では、県公式LINEアカウント登録者数が、令和10年度末までに20万人を超えることを目標としており、本業務では、基準日（令和8年3月2日）時点において、少なくとも業務開始日より3万人増を目標とし、以下のことを実施する。なお、公告日時点のアカウント登録者数は、約10万3千人である。

（1）必須提案業務

県民等をターゲットとし、県公式LINEアカウントの登録者拡大を促進するためのデジタルインセンティブ等を活用した戦略的なプロモーションを提案すること。

なお、提案に当たっては、次の内容を記載した具体的な提案とする。

- ア 具体的な実施手法
- イ 実施規模や期間
- ウ 費用
- エ 想定する効果
- オ その他追記する内容

【参考：県が想定する業務の例示】

県公式LINEアカウントの新規登録者等に友だち紹介クーポンや、オリジナルLINEスタンプ、県内店舗で県特産品、非常食等と交換できる電子クーポン等を配付するキャンペーンを実施

(2) 独自提案業務

「4 業務内容(1)」に記載する業務のほか、本事業効果を高められる業務内容を企画提案すること。提案業務数について、制限はない。

なお、提案にあたっては次の内容を記載した具体的な提案とする。

- ア 具体的な実施手法
- イ 実施規模や期間
- ウ 費用
- エ 想定する効果
- オ その他追記する内容

(3) 目標値設定

基準日時点における県公式LINEアカウント登録者数の目標値を独自に設定し、提案書に記載すること。ただし、目標値は業務開始日より3万人増以上とすること。

5 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項を確実に行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務実施に当たり、業務全体に責任を有し、かつ、同種又は類似業務の経験を有する者を配置するものとし、契約の締結以降業務完了まで交替しないことを原則とする。
- (3) 受託者は、本業務実施にあたり、県が目標値に達しないと判断した場合、提案業務実施期間中であってもプロモーション内容の変更などを県に提案・協議し、変更作業などを行うこと。
- (4) 受託者は、本業務実施に当たり、プロモーションの効果を適宜確認・管理し、結果報告・効果検証レポートを作成の上、毎月県に報告・協議するとともに、必要に応じ、実施内容の改善提案を行うこと。
- (5) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。また、業務実施に当たっては県と協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について随時、報告すること。
- (6) 受託者は、本業務の中で使用する画像、技術等において、既に他者が有する著作権、第三者の肖像権等に対する必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- (7) 本業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

- (8) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (9) 委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を受託者に提供するものとする。
- (10) 委託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。
- (11) 関係法令を遵守し業務に当たること。
- (12) この仕様書に定める事項及び定めのない事項に疑義が生じた場合は、遅延なく県と協議を行うものとする。

6 成果報告

事業終了後、令和8年3月23日(月)までに、以下の成果品等の電子データ及び紙媒体1部(A4カラー印刷)を提出すること。

ア 業務で実施した結果報告・効果検証レポート

イ 業務で作成した全ての写真、イラスト素材、動画等の電子データ(jpg、png、psd、ai、mp4等)

ウ その他業務に関して作成した全ての資料

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、県・受注者協議の上、決定する。
- (2) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、県が妥当と判断する範囲内で行う。
- (3) 基準日（令和8年3月2日）時点において、本業務による登録者数が3万人を満たない場合、以下により算出される額を契約額から減額するものとする。

$\text{契約額の} 20\% \times (\text{3万人} - \text{本業務での登録者数}) / \text{3万人}$
--